

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年7月27日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人子どもとアーティストの出会い

### (2) 代表者の氏名

井手上 春香

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区新町室町の間錦小路下る観音堂町468番地

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、芸術文化（アート）が多様な価値を創造し、感性を豊かにする存在であるとの認識のもと、豊かな市民社会の創出に向けて芸術文化が不可欠であると考えている。この考えのもとこの法人は、芸術文化の促進やアーティストの活動を支援するとともに、これら芸術文化の力をもって子どもたちをはじめとするすべての人々の健全育成、想像力や創造性の向上、感性の育みを図り、多様な社会の創出に寄与する事を目的とする。

## 2 申請年月日

平成24年7月17日

(文化市民局地域自治推進室)